示

第四千九十三号

平成 <u>今</u>二十八年 一月六日 (水曜日)

法律による自立支援医療機関の指定..... 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による一般相談支援事業者の指定. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 障害福祉サービス事業者の指定. 特定行為業務の登録...... サービス事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 介護保険法による居宅サービス事業者の指定...... 告 目 示 次 (障害福祉課) 保高 験 険福 同同 同 同同 同同 同 課祉 <u>`</u> : : : : : : : : : 三 ≕. ≕.  $\equiv$ 

より公示する。

平成二十八年一月六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

キ ラ 工業 ア	黒地域交通 有限会社南	氏名 称 又 名は	指定居宅#
二五四 大字倉内字笹崎 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	田一〇一の一 大字常盤字四西 の一の一	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者
訪問介護	通所介護	類 b	ご居 ス宅 Dサ 重
スこころ ビー ビー ビー	家 い き 武 さ い き し い き し い き し い き し り し り し り き し り き も り も り も も り も も も も も も も も も も も	名称	事宅サージ
二五四 大字倉内字笹崎 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前田六三の二大字三ツ屋字上の二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	所 在 地	事業 業所居宅サービス事業を行う
示· ・	<b>示平</b> ∴ ·	年指 月 日定	

青森県告示第二号

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、

次の指 同法

第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年一月六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

アユ合   同   ト会   ピ社	氏 名 称 又は	指定居宅	
目九四 黒石市緑町二丁	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者	
護通所介	の 種 類 類	  居  ご宅  スサ	
サビ心 ーリ身 ビデハ スイハ	名称	行居宅サー	
二 丁 目 五 三 の の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	所在	事ビ	
_=	地	業事業所を	
<b>毫平</b>	年届 月 日出	i廃 止 出の	
三 一成 三 三	年月日	廃 止	

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次 同法第七十八条第一号の規定に

(

青森県告示第一号

# 青森県告示第三号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定によりおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により、次のと介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

平成二十八年一月六日

青林県印事

青森県知事 三 村 申 吾

	名称	指定居宅介
村大字川部字中 南津軽郡田舎館	所 在 地	介護支援事業者
業所川部西ケ丘居宅介護支援事	名称	居宅介護支援事
西村南 田大津 三字軽	所	業を行る
三子 野 川郡 の部田 五字 音	在	事業
八中館	地	所
<del>三</del> 平 ・成 ・	年 月 日	 指 定

青森県告示第四号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指

平成二十八年一月六日

青森県知事 三 村 申

吾

_			
	サリフ株 ポーケ トアミ社	名称	指定居宅
	子二丁目八の四	所 在 地主たる事務所の	指定居宅介護支援事業者
	リ所支居 ーフ援宅 ァ事介 ミ業護	名称	事居完介護
	子二丁目八の四子二丁目八の四	所 在 地	事業所に対しています。
	<b>圭平</b> ≟成 킅	年届月日出	国廃 止 出の
	<b>=</b> 平 <b>-</b> ∴成 = =	年月日	·····································

# 青森県告示第五号

の規定により公示する。のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号(第五十三条第一項本文の規定により、次

平成二十八年一月六日

青森県知事 三 村

申

吾

キ株	黒有	氏名	
ラ式	地限	称	事指
工会 業社	域会 交社	又	定
ア	通南	名は	護
二大上 五字北 四倉郡	田大南 一字津 〇常軽	所主 在た 地る	業 <sup>予</sup> 防 サ
内六	一盤郡	又事	ľ
字ケ 笹所	の字藤 一四崎	は務 住所	ビ 者ス
崎村 一	西町	所の	
訪介 問護	通介所護	のt 種	ナ介 I 護
介予 護防	介予 護防	· 種· 類 b	学
			え防
ス介 こ護	家いンサ きタポ 武ーー	名	行介
へこころごろ	武!! さいト		護
Ľ	んきセ	称	つ防
二大上	前大南	所	事!
五字北 四倉郡	田字津 六三軽		レ ルス
内六 字ケ	三ツ郡 の屋藤	在	来 事
笹所	二字崎	<u>+</u> ₩	所を
崎村	上町	地	
	<del>三</del> 平 ・成	年指	
•	·~~	月   日定	
六	<u> </u>		

青森県告示第六号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十八年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

アユ合   同   ト会   ピ社	氏名 称 又は	事指定介護
目九四 緑町二丁	所在地又は住所主たる事務所の	業者
介防介 護通護 所予	種ビ防介類スサ護の一予	
サビ心 ーリ身 ビデリ スイハ	名称	事介 業護 を予
二丁黒目石	所	行防っせ
一目 石市 三段 の井	在	事!業ビ
の井	地	所ス
<b>듷平</b> ∴成 ∷	年届廃 月 止 日出の	
<b>= 平</b> 一成 = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	年廃 月 日止	

### 青森県告示第七号

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 規定により、 社会福祉士及び介護福祉士法 次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 (昭和六十二年法律第三十号) 附則第二十条第一項の 同条第一 一項において準用す

平成二十八年一月六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

気株式会社元

大字富野字千歳の八一歳

支援 名継

所援就 元 五 型 事 業 支

一九七の二〇 大字軽郡中泊町

井町

11

会 ディ 吉祥 フライ

町四七の一

同行援護

テー ション フレディ 訪

□ 第徒

五八町

会レ株 ボ式会 吉祥フ

町四七の一

居宅介護

テーション フレディ訪

<del>三</del>平 ・成 ・

01 10		番	登
001	101	号	録
"	<b>毫平</b>	年	登
	一瓦	月	
	=	日	録
会法社 人会 秋福 葉祉	会法社 人会 秋福 葉祉	名称	名又
三山字字八 八三八河戸 の太原市 一郎木大	三山字字八 八三八河戸 の太原市 一郎木大	自	
ンテパベル彩 ー ヘリー ショスルー	ンテパベル彩 ー ヘリー ショスルー	名称	事
七ノ大北上 沢浦町北 一字大郡 二境字東	七ノ大北上 沢浦町北 一字大郡 二境字東	所在地	業所
"	<b>毫平</b> ∴成 ∹	年刊 月 日記	業務開始
訪介 問護 介護 護防	訪 問 介護	有	_

# 青森県告示第八号

う者を指定したので、 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第 同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

の 種 質 に ビ福 ス祉 名 事業 業所障害福祉サービスを行う 称 所 在 地 年指 月 日定

名

称

| 主たる事務所の

地の

事指

業<sup>福</sup> 業祉

サー

ビ 者ス

定 障 害

青森県告示第九号

行う者を指定したので、 百二十三号) 第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。 (平成十七年法律第

平成二十八年一月六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

議社人社 会会を福 福 社沢町 協町	議社人社 会会福 を を を を を は い に が は い と に い と に い い い い い い い い い い い い い は い に い い に い い に り に り に り に り に り に り に	名称	事指定
後家屋敷九の四町大字舞戸町字四津軽郡鰺ケ沢	後家屋敷九の四町大字舞戸町字西津軽郡鰺ケ沢	所 在 地主たる事務所の	業
支地 援域 定 着	支地 援域 移 行	類支地 援域 の相 種談	
支会福 接 会福 祖 強 は 協 設 所 談 議 社 に る に る に る に る に る に る に る に る た る に る る る る	支 接 会 福 祖 協 説 所 談 議 社	名称	事般相談古
後家屋敷九の四 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢	後家屋敷九の四 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢	所在地	業業を行う
"	<b></b>	年指 月 日定	

# 青森県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

谷地薬局

八戸市大字河原木字神オニニのニ

"

ミツワ薬局代官町

名

称

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を

平成二十八年一月六日

青森県知事 Ξ 村

吾

申

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭

弘前市大字代官町八六の一 所 在 地 示平 ・成 ・ 一 年指 月 日定